



犯罪被害者等見舞金制度について

犯罪被害に遭われた市民の方に対し、見舞金を支給します

モックル
河内長野市



支給対象要件

警察署で被害届が受理された被害者で、河内長野市に住民登録がある方
※やむを得ない理由(DV等)により住民登録がない場合は市内在住者

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(殺人、傷害、放火、強制わいせつ等)

見舞金の種類

	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位に当たる方	30万円 ※既に重傷病見舞金を受給された場合は20万円
重傷病見舞金	犯罪行為によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った市民の方 ①医師の診断により全治1月以上(過失による犯罪等にあつては、3月以上)の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病 ②医師の診断により1月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患	10万円

申請方法

- ①河内長野市のHPに掲載している所定の様式(PDF)を印刷のうえ、必要事項を記載してください。
- ②記載した様式1、様式2と必要な添付資料をそろえ、市役所8階の危機管理課にお越しいただくか郵送にて提出ください。

申請期限

次のいずれかに該当する期間に限り、申請することができます。

- ①当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内
- ②当該犯罪による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内

支給できない場合

申請されても、次のいずれかに該当する場合は見舞金の支給をすることができません。

- ①被害を受けた市民と加害者との間に親族関係がある場合
- ②犯罪被害を受けた市民が次に掲げる行為を行うなど、被害者本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合
 - ア. 他人をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪行為を容易にするための助力を行う行為
 - イ. 過度の暴力や脅迫、重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為
 - ウ. その他、当該犯罪に関して著しく不正な行為 など



問い合わせ先 河内長野市 自治安全部 危機管理課
☎0721-53-1111 (内線 779)